



# 栃木県公報

平成24年  
4月17日(火)  
第2368号

## 目次

### 告示

- 栃木県一般会計補正予算..... 293
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定の解除..... 300
- 介護保険法による指定居宅サービスの事業の廃止..... 300
- 介護保険法による指定居宅介護支援の事業の廃止..... 301
- 介護保険法による指定介護予防サービスの事業の廃止..... 301
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る変更..... 302
- 道路の区域の変更..... 302
- 道路の供用開始..... 303

### 公告

- 平成24年度狩猟免許試験の実施..... 303
- 平成24年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施..... 305
- 大規模小売店舗の変更の届出..... 308
- 基本測量の終了..... 309
- 河川整備計画の変更の公表..... 309
- 開発行為の工事完了..... 309

### 選挙管理委員会

- 政治資金規正法第17条第2項の適用を受けた政治団体の公表..... 310
- 公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定..... 311

### 労働委員会

- あっせん員候補者の委嘱..... 311

## 告示

### 栃木県告示第220号

平成23年度栃木県一般会計補正予算（第10号）については、平成24年3月31日専決処分したので、その要領を次のとおり公表する。

平成24年4月17日

栃木県知事 福田 富一

### 平成23年度栃木県一般会計補正予算（第10号）

平成23年度栃木県の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,513,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ812,306,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

**第2条** 地方債の追加、変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3	地方譲与税	27,000,000	479,013	27,479,013
	1 地方法人特別譲与税	23,500,000	497,314	23,997,314
	2 地方揮発油譲与税	3,300,000	△ 29,314	3,270,686
	3 石油ガス譲与税	200,000	10,998	210,998
	4 地方道路譲与税		15	15
5	地方交付税	149,196,551	4,823,091	154,019,642
	1 地方交付税	149,196,551	4,823,091	154,019,642
6	交通安全対策特別交付金	800,000	△ 80,147	719,853
	1 交通安全対策特別交付金	800,000	△ 80,147	719,853
7	分担金及び負担金	5,981,066	△ 57,000	5,924,066
	1 負担金	5,981,066	△ 57,000	5,924,066
9	国庫支出金	106,824,847	△ 1,293,697	105,531,150
	1 国庫負担金	43,498,778	△ 689,697	42,809,081
	2 国庫補助金	61,935,737	△ 604,000	61,331,737
14	諸収入	124,362,560	74,000	124,436,560
	5 収益事業収入	8,870,252	74,000	8,944,252
15	県債	103,272,000	△ 2,432,260	100,839,740
	1 県債	103,272,000	△ 2,432,260	100,839,740
	歳入合計	810,793,970	1,513,000	812,306,970

歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	議会費	1,491,848	△ 14,000	1,477,848
	1 議会費	1,491,848	△ 14,000	1,477,848
2	総務費	48,615,410	9,257,000	57,872,410
	1 総務管理費	20,598,541	11,988,700	32,587,241
	2 企画費	11,827,161	△ 40,000	11,787,161
	3 徴税費	10,908,554	△ 2,670,000	8,238,554
	4 市町村振興費	2,931,435	16,300	2,947,735
	5 選挙費	596,910	△ 1,000	595,910
	6 防災費	1,017,755	△ 35,000	982,755
	7 統計調査費	429,698	△ 1,000	428,698
	9 監査委員費	178,159	△ 1,000	177,159

3	民 生 費		91,022,898	△ 2,154,000	88,868,898
	1	社 会 福 祉 費	54,946,890	△ 1,057,000	53,889,890
	2	児 童 福 祉 費	26,682,511	△ 460,000	26,222,511
	3	生 活 保 護 費	3,617,092	△ 140,000	3,477,092
	4	災 害 救 助 費	3,133,348	△ 476,000	2,657,348
	5	県 民 生 活 費	2,643,057	△ 21,000	2,622,057
4	衛 生 費		59,539,924	△ 826,000	58,713,924
	1	公 衆 衛 生 費	25,892,717	△ 407,000	25,485,717
	2	環 境 衛 生 費	2,305,732	△ 98,000	2,207,732
	3	保 健 所 費	2,074,239	△ 7,000	2,067,239
	4	医 薬 費	22,658,493	△ 279,000	22,379,493
	6	環 境 対 策 費	2,689,213	△ 35,000	2,654,213
5	労 働 費		18,539,669	△ 5,000	18,534,669
	2	職 業 訓 練 費	1,377,527	△ 1,000	1,376,527
	4	労 働 委 員 会 費	111,731	△ 4,000	107,731
6	農 林 水 産 業 費		37,177,437	△ 142,000	37,035,437
	1	農 業 費	9,872,658	△ 60,000	9,812,658
	2	畜 産 業 費	3,257,764	△ 65,000	3,192,764
	4	林 業 費	13,357,417	△ 6,000	13,351,417
	5	水 産 業 費	645,875	△ 11,000	634,875
7	商 工 費		106,231,106	△ 626,000	105,605,106
	1	商 工 費	105,039,168	△ 614,000	104,425,168
	2	観 光 費	1,191,938	△ 12,000	1,179,938
8	土 木 費		74,723,651	△ 22,000	74,701,651
	1	土 木 管 理 費	6,203,536	△ 8,000	6,195,536
	5	住 宅 費	4,031,038	△ 14,000	4,017,038
9	警 察 費		41,748,735	△ 356,000	41,392,735
	1	警 察 管 理 費	40,668,782	△ 356,000	40,312,782
10	教 育 費		182,751,890	△ 1,493,000	181,258,890
	1	教 育 総 務 費	22,497,432	△ 98,000	22,399,432
	2	小 学 校 費	67,204,373	△ 720,000	66,484,373
	3	中 学 校 費	37,611,052	△ 201,000	37,410,052
	4	高 等 学 校 費	38,401,167	△ 176,000	38,225,167
	5	特 別 支 援 学 校 費	13,294,214	△ 256,000	13,038,214
	6	社 会 教 育 費	1,974,837	△ 5,000	1,969,837
	7	保 健 体 育 費	1,768,815	△ 37,000	1,731,815
11	災 害 復 旧 費		10,570,481	△ 1,573,000	8,997,481

	1 農林水産施設災害復旧費	2,427,087	△ 482,000	1,945,087
	2 土木施設災害復旧費	5,587,982	△ 907,000	4,680,982
	3 県有施設等災害復旧費	1,580,726	△ 84,000	1,496,726
	4 社会福祉施設等災害復旧費	974,686	△ 100,000	874,686
12 公債費		93,359,921	△ 352,000	93,007,921
	1 公債費	93,359,921	△ 352,000	93,007,921
14 予備費		800,000	△ 181,000	619,000
	1 予備費	800,000	△ 181,000	619,000
歳出合計		810,793,970	1,513,000	812,306,970

第2表 地方債補正

1 追加

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
23年災害復旧治山事業費	7,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

2 変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道事業費	178,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれ	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括	152,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれ	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括

		れの限度額に加算した金額を限度額とする。)	後においては、当該見直し後の利率とする。)	の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。		れの限度額に加算した金額を限度額とする。)	後においては、当該見直し後の利率とする。)	の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
治山事業費	677,000	同 上	同 上	同 上	565,000	同 上	同 上	同 上
自然公園等施設整備費	102,000	同 上	同 上	同 上	39,000	同 上	同 上	同 上
社会福祉施設整備費	389,000	同 上	同 上	同 上	386,000	同 上	同 上	同 上
災害援護事業費	17,000	同 上	同 上	同 上	15,000	同 上	同 上	同 上
土地改良事業費	1,125,000	同 上	同 上	同 上	1,204,000	同 上	同 上	同 上
国庫補助道路事業費	7,136,000	同 上	同 上	同 上	6,605,000	同 上	同 上	同 上
国庫補助河川改良費	1,411,000	同 上	同 上	同 上	1,422,000	同 上	同 上	同 上
国庫補助砂防費	1,358,000	同 上	同 上	同 上	1,349,000	同 上	同 上	同 上
国庫補助街路事業費	868,000	同 上	同 上	同 上	896,000	同 上	同 上	同 上
県営住宅建設事業費	391,000	同 上	同 上	同 上	304,000	同 上	同 上	同 上
県有建築物耐震化推進事業費	692,000	同 上	同 上	同 上	520,000	同 上	同 上	同 上
直轄道路事業負担金	2,202,000	同 上	同 上	同 上	2,127,000	同 上	同 上	同 上
直轄河川事業負担金	613,000	同 上	同 上	同 上	430,000	同 上	同 上	同 上
直轄砂防事業負担金	3,134,000	同 上	同 上	同 上	3,323,000	同 上	同 上	同 上

地方道路等整備事業費	6,107,000	同 上	同 上	同 上	6,102,000	同 上	同 上	同 上
河川等整備事業費	723,000	同 上	同 上	同 上	524,000	同 上	同 上	同 上
地域活性化事業費	962,000	同 上	同 上	同 上	942,000	同 上	同 上	同 上
市町村合併推進事業費	4,138,000	同 上	同 上	同 上	4,361,000	同 上	同 上	同 上
交通安全施設整備費	194,000	同 上	同 上	同 上	193,000	同 上	同 上	同 上
高等学校施設整備費	158,000	同 上	同 上	同 上	189,000	同 上	同 上	同 上
グリーンスタジアム整備費	135,000	同 上	同 上	同 上	126,000	同 上	同 上	同 上
23年災害復旧林道事業費	25,000	同 上	同 上	同 上	7,000	同 上	同 上	同 上
23年県単災害復旧林道事業費	5,000	同 上	同 上	同 上	6,000	同 上	同 上	同 上
23年災害復旧土木事業費	1,130,000	同 上	同 上	同 上	903,000	同 上	同 上	同 上
23年県費単独災害復旧土木事業費	600,000	同 上	同 上	同 上	276,000	同 上	同 上	同 上
直轄災害復旧事業負担金	110,000	同 上	同 上	同 上	100,000	同 上	同 上	同 上
災害援護資金貸付事業費	33,000	普通貸借	無利子	災害用慰金の支給等に関する法律第12条第2項及び第14条第2項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第103条第2項の規定により償還する。	31,740	普通貸借	無利子	災害用慰金の支給等に関する法律第12条第2項及び第14条第2項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第103条第2項の規定により償還する。

災害救助費	190,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。				
23年県費単独災害復旧県庁舎等事業費	295,000	同 上	同 上	同 上				
23年県単災害復旧治山事業費	60,000	同 上	同 上	同 上				
農業用施設災害復旧事業費	19,000	同 上	同 上	同 上				
23年災害復旧県営住宅事業費	7,000	同 上	同 上	同 上				
23年県費単独災害復旧警察事業費	50,000	同 上	同 上	同 上				
23年災害復旧教育事業費	200,000	同 上	同 上	同 上				

23年県費単 独災害復旧 教育事業費	103,000	同 上	同 上	同 上				
--------------------------	---------	-----	-----	-----	--	--	--	--

(財政課)

栃木県告示第221号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成23年栃木県告示第563号により指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の全部について当該指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成24年4月17日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定を解除する区域  
下都賀郡壬生町大字壬生乙字吾妻原3483番、3484番及び3485番の各一部
- 2 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

(環境保全課)

栃木県告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成24年4月17日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名 称	所 在 地		
72700025	社会福祉法人二宮会 理事長 石島 紀子	喜望荘介護センター	真岡市石島463番地	平成24年 3月31日	訪問介護
71300397	社会福祉法人那須塩原 市社会福祉協議会 会長 栗川 仁	那須塩原市社会福祉協 議会訪問入浴介護事業 所	那須塩原市南郷屋五丁 目163番地	平成24年 3月31日	訪問入浴 介護
72301204	有限会社ユアーズ総合 コンサルタント 代表取締役 大栗 治子	ながいき村	壬生町至宝一丁目11番 41号ハイツセジュール 103号	平成24年 4月1日	訪問介護
70200051	社会福祉法人足利市社 会福祉協議会 会長 山岡 美和子	社会福祉法人足利市社 会福祉協議会	足利市東砂原後町1072 番地	平成24年 3月31日	通所介護
70400586	社会福祉法人佐野市社 会福祉協議会 会長 出井 修	佐野市犬伏デイサービ スセンター	佐野市犬伏下町1765番 地1	平成24年 4月1日	通所介護

70400602	社会福祉法人佐野市社会福祉協議会 会長 出井 修	佐野市デイサービスたのいり	佐野市田之入町834番地	平成24年 4月1日	通所介護
----------	--------------------------------	---------------	--------------	---------------	------

## 栃木県告示第223号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成24年4月17日

栃木県知事 福田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
71000542	有限会社アスター 代表取締役 丹野 フサ子	ケアサポートほっとアスター	大田原市前田863番地5	平成24年 4月22日	居宅介護 支援
70400644	社会福祉法人佐野市社会福祉協議会 会長 出井 修	社協ケアプランセンター田沼・葛生	佐野市あくど町3084番地	平成24年 4月1日	居宅介護 支援

## 栃木県告示第224号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成24年4月17日

栃木県知事 福田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
72700025	社会福祉法人二宮会 理事長 石島 紀子	喜望荘介護センター	真岡市石島463番地	平成24年 3月31日	介護予防 訪問介護
71300397	社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会 会長 栗川 仁	那須塩原市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	那須塩原市南郷屋五丁目163番地	平成24年 3月31日	介護予防 訪問入浴 介護
72301204	有限会社ユアーズ総合 コンサルタント 代表取締役 大栗 治子	ながいき村	壬生町至宝一丁目11番41号ハイツセジュール103号	平成24年 4月1日	介護予防 訪問介護
70200051	社会福祉法人足利市社会福祉協議会 会長 山岡 美和子	社会福祉法人足利市社会福祉協議会	足利市東砂原後町1072番地	平成24年 3月31日	介護予防 通所介護
70400586	社会福祉法人佐野市社会福祉協議会 会長 出井 修	佐野市犬伏デイサービスセンター	佐野市犬伏下町1765番地1	平成24年 4月1日	介護予防 通所介護

70400602	社会福祉法人佐野市社会福祉協議会 会長 出井 修	佐野市デイサービスたのいり	佐野市田之入町834番地	平成24年4月1日	介護予防通所介護
----------	--------------------------------	---------------	--------------	-----------	----------

(高齢対策課)

栃木県告示第225号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成24年4月17日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		変更の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0920800018	グループホームピアハウス (グループホーム喜沢1号館)	小山市喜沢660-14 (小山市喜沢602-1)	医療法人朝日会	小山市喜沢660	平成24年4月1日	共同生活援助
0911000123	グループホームメロディ (ステップハウスむろい)	大田原市末広1-3653-1 (大田原市末広1-2-5)	医療法人大田原厚生会	大田原市末広1-2-5	平成24年4月1日	短期入所
0910500172	鹿沼市社会福祉協議会(居宅介護等) (鹿沼市社会福祉協議会(居宅介護・重度訪問介護))	鹿沼市万町931-1	社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会	鹿沼市万町931-1	平成24年4月1日	居宅介護 重度訪問介護

※表中の( )内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成24年4月17日から同年5月16日まで一般の縦覧に供する。

平成24年4月17日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 一般県道 板荷玉田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
------	--------	---	---	-----------------	--------------	----

164	前	鹿沼市玉田町字川久保976-1 から 鹿沼市玉田町字川久保976-1 まで	20.7 ~ 22.3	43.0	
	後	鹿沼市玉田町字川久保976-1 から 鹿沼市玉田町字川久保976-1 まで	18.6 ~ 19.7	43.0	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 東野田古河線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
204	前A	下都賀郡野木町大字佐川野1142-1 から 下都賀郡野木町大字佐川野1141-1 まで	13.0 ~ 16.9	102.9	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	下都賀郡野木町大字佐川野1142-1 から 下都賀郡野木町大字佐川野1141-1 まで	11.6 ~ 15.5	110.8	
	後	下都賀郡野木町大字佐川野1142-1 から 下都賀郡野木町大字佐川野1141-1 まで	13.0 ~ 16.9	102.9	

栃木県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成24年4月17日から同年5月16日まで一般の縦覧に供する。

平成24年4月17日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道293号	栃木市都賀町大柿字生出宿289-3 から 栃木市尻内町字土橋1938-3 まで	平成24年4月17日
	一般国道408号	宇都宮市板戸町881-1 から 宇都宮市板戸町934-1 まで	平成24年4月17日
67	主要地方道 藤原宇都宮線	塩谷郡塩谷町大字玉生字川原976-4 から 塩谷郡塩谷町大字玉生字五斗蒔429-1 まで	平成24年4月17日
322	主要地方道 上横倉下岡本線	宇都宮市上田原町21-1 から 宇都宮市上田原町13-2 まで	平成24年4月17日

(道路保全課)

**公 告**

○平成24年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定に基づく平成24年度狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項の規定により公示する。

平成24年4月17日

栃木県知事 福田 富 一

1 対象者

栃木県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、狩

猟免許試験を受けることができない。

- (1) 20歳に満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(3)に該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

## 2 狩猟免許試験の日時及び場所

実 施 事 務 所	日 時	会 場	会 場 所 在 地	試験を実施する 狩猟免許の種類
県 東 環境森林 事 務 所	7月8日（日） 午前9時から	清原工業団地管理センター 大会議室・第1・2・4会議 室	宇都宮市清原工業団地15- 1	網 猟 免 許 わ な 猟 免 許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許
県 北 環境森林 事 務 所	同 上	県那須庁舎 第1会議室	大田原市中央1-9-9	わ な 猟 免 許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許
県 西 環境森林 事 務 所	8月26日（日） 午前9時から	県総合教育センター 408研修室	宇都宮市瓦谷町1070	わ な 猟 免 許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許
県 南 環境森林 事 務 所	同 上	県安蘇庁舎 5階大会議室	佐野市堀米町607	わ な 猟 免 許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許
矢 板 森林管理 事 務 所	11月22日（木） 午前9時から	県河内庁舎 大会議室	宇都宮市竹林町1030-2	わ な 猟 免 許
県 東 環境森林 事 務 所	同 上	益子町民会館 第1研修室	芳賀郡益子町益子3667-3	わ な 猟 免 許
県 北 環境森林 事 務 所	同 上	県那須庁舎 第2会議室	大田原市中央1-9-9	わ な 猟 免 許
矢 板 森林管理 事 務 所	1月30日（水） 午前9時から	県河内庁舎 大会議室	宇都宮市竹林町1030-2	わ な 猟 免 許
県 西 環境森林 事 務 所	同 上	今市健康福祉センター 大会議室	日光市瀬川51-8	わ な 猟 免 許
県 南 環境森林 事 務 所	同 上	県安蘇庁舎 5階大会議室	佐野市堀米町607	わ な 猟 免 許

## 3 試験の内容

猟免許の種類ごとに狩猟に関する適性、技能及び知識について行い、その内容は、次のとおりである。

なお、技能試験は、適性及び知識試験に合格した者を対象とする。

試験科目	内 容
適性試験	1 視力についての適性試験 2 聴力についての適性試験 3 運動能力についての適性試験
技能試験	1 猟具の判別（第一種及び第二種銃猟免許を除く。） 2 猟具の架設（第一種及び第二種銃猟免許を除く。） 3 猟具の取扱い（網猟免許及びわな猟免許を除く。） 4 鳥獣の判別 5 距離の目測（網猟免許及びわな猟免許を除く。）
知識試験	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令に関する知識についての筆記試験 2 猟具に関する知識についての筆記試験 3 鳥獣に関する知識についての筆記試験 4 鳥獣の保護管理に関する知識についての筆記試験

4 受験申請手続

受験申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許申請書
- (2) 写真1枚（申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- (3) 住民票の写し
- (4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し
- (5) 銃の所持許可を現に受けていない者については、1の(2)から(4)までのいずれにも該当しない者であることを証明する医師の診断書（申請日前3月以内のもの）

5 受験申請場所

申請者の住所地を管轄する環境森林事務所又は栃木県矢板森林管理事務所

6 受験申請期間

試験の実施日の20日前から10日前まで（ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで）

7 試験手数料

狩猟免許申請書に次の金額の栃木県収入証紙を貼付すること。

- (1) 申請に係る狩猟免許と異なる狩猟免許を現に受けている者・・・・・・・・・・3,900円
- (2) (1)以外の者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,200円

8 その他

- (1) 狩猟免許申請書の用紙は、社団法人栃木県猟友会各支部、各環境森林事務所又は栃木県矢板森林管理事務所に請求すること。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を明記し、80円切手を貼付したもの）を同封すること。

- (2) この試験についての問い合わせは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、栃木県矢板森林管理事務所又は社団法人栃木県猟友会若しくは猟友会各支部に行うこと。

○平成24年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定に基づく平成24年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公示する。

平成24年4月17日

## 1 対象者

- (1) 栃木県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が平成24年9月14日をもって満了する者
- (2) 栃木県内に住所を有し、種類及び有効期間が満了する日の異なる複数の狩猟免許を受けている者は、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が平成24年9月14日をもって満了する場合は、満了する狩猟免許以外の狩猟免許も更新することができる。

## 2 適性検査及び講習の日時及び場所

実施事務所	日	時	会 場	会 場 所 在 地
県西環境森林事務所	6月5日(火)	午後1時から	菊沢コミュニティセンター 多目的室	鹿沼市御成橋2-2197-1
同 上	6月7日(木)	午後1時から	菊沢コミュニティセンター 多目的室	鹿沼市御成橋2-2197-1
同 上	6月11日(月)	午後1時から	粟野コミュニティセンター 大会議室	鹿沼市口粟野1780
同 上	6月15日(金)	午前9時から	日光市中央公民館 中ホール	日光市平ヶ崎160
同 上	6月20日(水)	午前9時から	日光市中央公民館 中ホール	日光市平ヶ崎160
県東環境森林事務所	5月30日(水)	午前9時から	県河内庁舎 大会議室	宇都宮市竹林町1030-2
同 上	6月6日(水)	午前9時から	県河内庁舎 大会議室	宇都宮市竹林町1030-2
同 上	6月13日(水)	午前9時から	県河内庁舎 大会議室	宇都宮市竹林町1030-2
同 上	6月20日(水)	午前9時から	県河内庁舎 大会議室	宇都宮市竹林町1030-2
同 上	6月27日(水)	午前9時から	真岡市青年女性会館 ホール	真岡市田町1344
同 上	7月18日(水)	午前9時から	真岡市青年女性会館 ホール	真岡市田町1344
同 上	7月25日(水)	午前9時から	茂木町民センター 301会議室	芳賀郡茂木町茂木143-1
同 上	9月2日(日)	午前9時から	清原工業団地管理センター 大会議室	宇都宮市清原工業団地15-1
県北環境森林事務所	5月29日(火)	午前9時から	大田原市役所湯津上支所 103・104会議室	大田原市湯津上5-1081
同 上	5月30日(水)	午前9時から	大田原市役所湯津上支所 103・104会議室	大田原市湯津上5-1081
同 上	6月1日(金)	午前9時から	那須塩原市厚崎公民館 大研修室	那須塩原市上厚崎500-1
同 上	6月5日(火)	午前9時30分 から	黒羽・川西地区公民館 多目的ホール	大田原市黒羽田町848
同 上	6月14日(木)	午前9時から	県南那須庁舎 第3別館201会議室	那須烏山市中央1-6-92
同 上	6月15日(金)	午前9時から	県南那須庁舎 第3別館201会議室	那須烏山市中央1-6-92
同 上	6月17日(日)	午前9時から	県那須庁舎 第1会議室	大田原市中央1-9-9
県北環境森林事務所	6月21日(木)	午前9時から	ゆめプラザ・那須 会議室1~3	那須町大字寺子乙2566-1

同	上	6月29日(金)午前9時から	那須塩原市厚崎公民館 大研修室	那須塩原市上厚崎500-1
同	上	7月4日(水)午前9時30分から	那須塩原市ハロープラザ 第2・3会議室	那須塩原市関谷1266-4
県 環境森林事務所	南	6月6日(水)午前9時30分から	栃木市国府地区公民館 大交流室	栃木市惣社町228-1
同	上	6月7日(木)午前9時30分から	栃木市国府地区公民館 大交流室	栃木市惣社町228-1
同	上	6月8日(金)午前9時30分から	栃木市寺尾地区公民館 大交流室	栃木市梅沢町1183
同	上	6月13日(水)午前9時30分から	小山広域保健衛生組合 管理棟会議室	小山市塩沢604
同	上	6月14日(木)午前9時30分から	小山広域保健衛生組合 管理棟会議室	小山市塩沢604
同	上	6月27日(水)午前9時30分から	佐野市田沼中央公民館 視聴覚室	佐野市戸奈良町1-1
同	上	6月28日(木)午前9時30分から	佐野市田沼中央公民館 視聴覚室	佐野市戸奈良町1-1
同	上	7月10日(火)午前9時30分から	足利市民会館 小ホール・101号室	足利市有楽町837
同	上	7月11日(水)午前9時30分から	足利市民会館 小ホール・101号室	足利市有楽町837
同	上	7月19日(木)午前9時30分から	遊水池会館 大・中会議室	栃木市藤岡町藤岡1788
同	上	9月2日(日)午前9時30分から	県安蘇庁舎 5階大会議室	佐野市堀米町607
矢 板 森林管理事務所	板	6月7日(木)午前9時から	県塩谷庁舎 401・402会議室	矢板市鹿島町20-22
同	上	6月8日(金)午前9時から	県塩谷庁舎 401・402会議室	矢板市鹿島町20-22
同	上	6月21日(木)午前9時から	県塩谷庁舎 401・402会議室	矢板市鹿島町20-22
同	上	6月22日(金)午前9時から	県塩谷庁舎 401・402会議室	矢板市鹿島町20-22

3 適性検査及び講習の内容

区 分	内 容
適 性 検 査	1 視力についての適性検査 2 聴力についての適性検査 3 運動能力についての適性検査
講 習	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 猟具の取扱い 3 鳥獣の判別 4 鳥獣の保護管理

4 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許更新申請書
- (2) 写真1枚（申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- (3) 住民票の写し
- (4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し
- (5) 銃の所持許可を現に受けていない者については、次のいずれかに該当する者でないことを証明する医師の診断書（申請日前3月以内のもの）
  - ア 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
  - イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
  - ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イに該当する者を除く。）
- 5 狩猟免許更新申請場所  
申請者の住所地を管轄する環境森林事務所又は栃木県矢板森林管理事務所
- 6 狩猟免許更新申請期間  
適性検査及び講習の実施日の20日前から10日前まで（ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで）
- 7 狩猟免許更新手数料  
狩猟免許更新申請書に2,800円分の栃木県収入証紙を貼付すること。
- 8 その他
  - (1) 狩猟免許更新申請書の用紙は、社団法人栃木県猟友会各支部、各環境森林事務所又は栃木県矢板森林管理事務所に請求すること。  
なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を明記し、80円切手を貼付したもの）を同封すること。
  - (2) この適性検査及び講習についての問い合わせは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、栃木県矢板森林管理事務所又は社団法人栃木県猟友会若しくは猟友会各支部に行うこと。

(自然環境課)

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成24年8月17日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年4月17日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン那須  
那須郡那須町大字高久甲字愛宕前483-3外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
イオンタウン株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1  
イオンビッグ株式会社  
愛知県名古屋市中村区名駅5丁目25番1号
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
---------	-------	-------	-----------

廃棄物保管施設の位置及び容量	102㎡ 位置は図面のとおり	123㎡ 位置は図面のとおり	平成24年 4 月20日
----------------	-------------------	-------------------	--------------

(図面は省略する。)

4 届出年月日

平成24年 4 月 6 日

5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○基本測量の終了

平成23年 5 月27日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 2 項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

平成24年 4 月17日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う精密測地網高度地域基準点測量）

2 作業地域

宇都宮市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡茂木町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡塩谷町、那須郡那須町及び那須郡那珂川町

3 作業期間

平成23年 6 月 1 日から平成24年 2 月29日まで

(監理課)

○河川整備計画の変更の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の 2 第 1 項の規定により、一級河川利根川水系渡良瀬川上流圏域の河川整備計画を変更したので、同条第 7 項において準用する同条第 6 項の規定により公表する。

なお、変更後の一級河川利根川水系渡良瀬川上流圏域の河川整備計画は、栃木県県土整備部河川課、栃木県日光土木事務所及び栃木県安足土木事務所において縦覧に供する。

平成24年 4 月17日

栃木県知事 福 田 富 一

(河川課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成24年 4 月17日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
真岡市柳林字西川原444番 7、444番14	真岡市柳林444番地 7	櫻 井 利 男
真岡市寺内1377番 3	真岡市亀山三丁目 5 番地 2 青柳住宅A棟	大 塚 和 磨

下野市薬師寺字六具2847番1	下野市仁良川1600番地1 52街区2 ヴァンヴェール103	永 山 大
下野市川中子字久保1460番6	宇都宮市駒生町2893番地1 ヒルグ ランドB201号室	関 健 志 関 望 美
下都賀郡野木町大字佐川野字追地171番4、 171番9	下都賀郡野木町大字佐川野1906番地 2	佐川野西自治会 代表 岩崎伸一
下都賀郡岩舟町大字静字本宿1742番6	栃木市大平町富田996番地1 松本 ハイツE棟102号室	落 合 洋 文
下都賀郡岩舟町大字静字金山西3649番2	下都賀郡岩舟町大字静4367番地	木 村 光 芳
下都賀郡岩舟町大字豊岡字北久保365番	下都賀郡岩舟町大字豊岡365番地	大 木 真 一
矢板市中字下原150番49、150番65、150番 210、150番494、150番495	矢板市中438番地9	株 式 会 社 緑 新
塩谷郡高根沢町大字上高根沢字般若塚869番 1	塩谷郡高根沢町大字上高根沢1311番 地	仁 平 堅 守
塩谷郡高根沢町大字上高根沢字大綱1967番 7、4447番2、4448番、4449番2	塩谷郡高根沢町大字上高根沢1967番 地7	滝 田 郭 旦
那須塩原市西岩崎字大輪地234番1	小山市大字東山田448番地69	株 式 会 社 鈴 木 産 業

(都市計画課)

## 選挙管理委員会

### 栃木県選挙管理委員会告示第22号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成24年4月3日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年4月17日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
秋山幸男後援会	石嶋 俊夫	古口 新輔	栃木県下野市町田900
明日のさくら市を考える会	菊地 将浩	野澤 弘一	栃木県さくら市氏家3253-20
新しい郷土づくりを考える会	小倉広美知	早乙女和夫	栃木県栃木市都賀町大柿1176
大橋のりもと後援会	須藤 敏男	大橋 修子	栃木県宇都宮市下岡本町4557-7
亀井しずお後援会総連合会	伊沢 士郎	渡辺 浩	栃木県日光市豊田144-16
川上要一後援会	川上美知代	越井ユリ子	栃木県那須郡那珂川町小川2109-1
きぬ政経懇話会	菅谷 文利	村上 則雄	栃木県塩谷郡高根沢町上高根沢3818
小林しゅんいち後援会	小林 俊一	小林 俊一	栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢1147-2
小堀勇人後援会	森田 邦男	藤田 邦夫	栃木県さくら市喜連川4495-2
斉藤剛郎後援会	大西 吉武	真山 高士	栃木県那須郡那須町大字高久甲5720
佐藤かずゆき後援会	佐藤 隆男	佐藤 静代	栃木県日光市南小来川378-2

嶋田政芳後援会	川崎 信光	大手 順一	栃木県足利市駒場町745-1
新風の会	金子 哲也	金子 哲也	栃木県那須塩原市西大和8-18
すがや文利を励ます会	高瀬 孝男	村上 則雄	栃木県塩谷郡高根沢町大字上高根沢3818
鈴木保夫を励ます青年の会	斉藤 貴洋	小堀 光生	栃木県塩谷郡高根沢町大字下柏崎80
政治結社真義会	大根田 陽	細谷 政樹	栃木県真岡市白布ヶ丘9-13
政治結社日本皇道烈士会	岩崎 義彦	鎌田 武	栃木県宇都宮市細谷1-2-23
館と柵の会(中山良一後援会)	中山 良一	中山 良一	栃木県那須烏山市三箇1011-1
蓼沼一弘後援会	蓼沼 一弘	立川 勝美	栃木県佐野市仙波町137-10
塚田文泰後援会	塚田 文泰	杉山 吉春	栃木県栃木市都賀町家中5985-7
長山やすたか後援会	成瀬富美男	稲田 邦雄	栃木県栃木市大平町真弓1231
福田よしのり後援会	大島 光一	福田真理子	栃木県日光市鬼怒川温泉大原651-1
芳友政策研究会	嶋田 政芳	大手 順一	栃木県足利市駒場町745-1
水戸しげる後援会	渡辺 廣	水戸 一郎	栃木県那須塩原市下永田7-1098

### 栃木県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設を指定した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年4月17日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

選挙管理委員会名	指定した施設の名称	指定した施設の所在地
宇都宮市選挙管理委員会	宇都宮市まちづくりセンター	宇都宮市元今泉5-9-7

## 労働委員会

### 栃木県労働委員会告示第1号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定により、次の者をあっせん員候補者として委嘱したので、労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により公示する。

平成24年4月17日

栃木県労働委員会会長 小 沼 洸 一 郎

氏名	職 業	関 歴	委 嘱
小沼洸一郎	弁護士 栃木県労働委員会委員(公益委員)	日本弁護士連合会副会長	昭和 61.10.16
杉原 弘修	宇都宮大学名誉教授 栃木県労働委員会委員(公益委員)	宇都宮大学教授(国際学部)	昭和 60.7.18
佐藤 芳久	栃木県労働委員会委員(公益委員)	栃木県地方労働委員会事務局長	平成 21.7.21
白井 裕己	弁護士 栃木県労働委員会委員(公益委員)	栃木県弁護士会会長	平成 11.7.14
横山 幸子	弁護士 栃木県労働委員会委員(公益委員)	東京地方検察庁検事	平成 15.7.16

柴 里子	情報産業労働組合連合会栃木県協議会特別幹事 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	N T T労働組合北関東総支部執行委員	平成 17.7.19
青木 義明	日本労働組合総連合会栃木県連合会会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	自動車総連特別中央執行委員	平成 21.7.21
倉石 豊彦	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	U I ゼンセン同盟栃木県支部支部長	平成 19.7.19
印南 幸裕	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	電機連合栃木地方協議会議長	平成 21.7.21
石崎 茂雄	自治労全国一般栃木地方労働組合専従役員 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	全国一般栃木地方労働組合副委員長	平成 23.7.21
保坂 正之	関東交通(株)執行役員 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	関東自動車(株)取締役副社長	平成 15.7.16
青木 章	北総産業(株)代表取締役社長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	北総産業(株)代表取締役副社長	平成 21.7.21
片柳 明子	(株)ベル三幸取締役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	(株)八百半商店取締役副社長	平成 17.7.19
石塚 洋史	(一社) 栃木県経営者協会専務理事 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	(株)足利銀行矢板支店長兼塩谷支店長	平成 17.7.19
鈴木 正好	栃木トヨタ自動車(株)総務部長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	栃木トヨタ自動車(株)新車部副部長	平成 23.7.21
伊藤 大右	前労委労働者委員	全国一般栃木地方労働組合委員長	平成 9.7.14
吉澤慎太郎	前労委使用者委員	吉澤石灰工業(株)代表取締役社長	平成 13.7.16
村上 順男	栃木県労働委員会事務局長	栃木県総合政策部次長兼総合政策課長	平成 23.4.7
金田 繁夫	栃木県労働委員会事務局審査調整課長	栃木県教育委員会事務局総務課 高校再編推進班長	平成 24.4.5
高田伊知郎	栃木県労働委員会事務局審査調整課長補佐（総括）（審査調整担当）	栃木県人事委員会事務局総務課 長補佐（給与・審査担当）	平成 23.4.7